

群馬県オープンカウンタ実施要領

(目的)

第1条 この要領は、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「財務規則」という。）第218条の規定に基づいて県が発注する物品の購入及び印刷物の作成のうち、オープンカウンタの実施に関し、地方自治法、地方自治法施行令（以下「自治令」という。）及び財務規則等別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) オープンカウンタ 第4条に示す対象の物品の購入に係る見積合せ又は印刷物の作成に係る見積合せ若しくは入札において、県が案件を公開又は公告（以下「公開等」という。）し、一定の資格を有する見積合せ又は入札の参加希望者から見積書等の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。
- (2) 見積書等 見積書又は入札書をいう。

(事務の執行者)

第3条 オープンカウンタに係る事務は、会計局会計管理課長（以下「会計管理課長」という。）が行う。

(対象)

第4条 オープンカウンタの対象とする案件は、原則として物品の購入又は印刷物の作成の予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が10万円以上160万円以下の案件とする。ただし、次の各号に定める契約は、この要領の対象に含めない。

- (1) 契約相手方の特定されている案件（1者随意契約）
- (2) 群馬県における障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づく随意契約
- (3) その他、会計管理課長が除外することが相当と認めた案件

(参加資格要件)

第5条 この要領に定めるオープンカウンタに参加できる者は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を満たす者とする。

- (1) 物件等購入契約資格者名簿に登載されている者
 - (2) 本社または委任先営業所が群馬県内にある者
 - (3) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者である者
 - (4) 自治令第167条の4第1項の規定に該当しない者
 - (5) 財務規則第170条第2項の規定に基づく県の入札参加制限を受けていない者
 - (6) 物品の購入に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者
 - (7) 会社更生法又は民事再生法に基づく手続開始の申立てをしていない者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を含む）
- 2 前項各号に定めるもののほか、物品の購入及び印刷物の作成の性質により、別途参加資格要件を定めることができる。

(執行方法)

第6条 次に掲げる案件のオープンカウンタの執行方法は、書面で見積書を提出する方法（以下「オープンカウンタ（随意契約型）」という。）とする。

- (1) 予定価格が10万円以上160万円以下の物品購入
- (2) 予定価格が10万円以上80万円以下の印刷物の作成

2 予定価格が 80 万円を超え 160 万円以下の印刷物の作成に係るオープンカウンタの執行方法は、書面で入札書を提出する方法（以下「オープンカウンタ（簡易一般競争入札型）」という。）とし、原則として会計管理課長が案件ごとに最低制限価格を設定するものとする。

（最低制限価格設定の周知）

第 7 条 最低制限価格を設定したときは、仕様書等提示資料に次の事項を記載し、参加者に周知する。

- (1) 最低制限価格を設定していること。
- (2) 最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札者であっても落札者とならず、失格となること。

（案件の公開）

第 8 条 オープンカウンタ案件の公開等は、毎週水曜日に群馬県ホームページ及び会計管理課執務室に設置する簿冊に掲載することにより行う。ただし、水曜日が「群馬県の休日を定める条例」（平成元年条例第 16 号）第 1 条に規定する群馬県の休日（以下「休日」という。）にあたる場合は、翌日に公開等する。公開等する案件がない場合は、公開等しない。

2 公開等する事項は、案件名、参加資格、公開等日、執行日、仕様書及びその他必要な事項とする。

（見積書等の提出）

第 9 条 オープンカウンタ（随意契約型）における見積書の提出期限は、案件を公開した日の翌日から起算して原則 7 日目の正午とする。ただし、該当日が休日にあたる場合は、翌日の正午とする。

2 オープンカウンタ（簡易一般競争入札型）における入札書の提出期限は、会計管理課長が相当と認めた場合、案件を公開した日の翌日から起算して 7 日目の正午とする。ただし、該当日が休日にあたる場合は、翌日の正午とする。なお、案件によっては、提出期限を別の日に設定することがある。

3 オープンカウンタ参加者は、会計局会計管理課へ、前項の提出期限までに、以下の項目を記載のうえ、見積書等を提出（持参、郵送又は電子メール）しなければならない。

- (1) 見積書等を作成した日付
- (2) 宛名
- (3) 所在地
- (4) 法人の場合は商号、個人事業主の場合は名称
- (5) 代表者職氏名
- (6) 案件名
- (7) オープンカウンタ（随意契約型）の場合は見積金額、オープンカウンタ（簡易一般競争入札型）の場合は入札金額
- (8) 責任者名、担当者名及びそれぞれの連絡先（オープンカウンタ（随意契約型）において、見積書への代表者印の押印を省略した場合又は見積書を電子メールで提出する場合に記載）

4 提出した見積書等は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（見積合せ及び開札）

第 10 条 オープンカウンタ（随意契約型）における見積合せは、前条第 1 項に掲げる日時において行う。

2 オープンカウンタ（簡易一般競争入札型）における開札は、前条第 2 項に掲げる日時において、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。また、入札者又はその代理人から要求があった場合には、立ち会いを認めるものとする。

(契約の相手方の決定)

第 11 条 有効な見積書等を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方として決定する。ただし、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札書を提出した者を契約の相手方として決定する。

2 契約の相手方となるべき同価格の見積書等を提出した者が二人以上あるときは、くじにより契約の相手方を決定するものとする。

(結果の公表)

第 12 条 会計管理課長は、契約の相手方を決定した場合は、速やかに、群馬県ホームページ及び会計管理課執務室に設置する簿冊により執行結果を公表するものとする。

2 前項の規定により公表に付する事項は、案件名、執行日、契約の相手方の商号又は名称、採用金額又は落札額とする。

3 第 1 項の公表期間は、公表した日から 1 年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(無効な見積書等)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する見積書等は無効とし、採用対象から除外する。

(1) 第 5 条規定の参加資格要件を満たさない者が提出した見積書等

(2) 第 9 条第 3 項規定の事項が誤脱し、又は不明確な見積書等

(3) 同一の案件において、同一人がした 2 以上の見積書等

(4) 不正行為による見積書等

(5) 錯誤により提出されたと認められる見積書等

(6) 第 9 条第 3 項第 8 号の記載がある場合において、見積書提出期限日の 15 時までに真正性が確認できない見積書

(7) その他、オープンカウンタに関する条件に違反した見積書等

(契約の相手方が決定しなかったときの見積合せの実施)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、指名型による見積合せに移行するものとする。

(1) オープンカウンタに付したが、参加者がいなかった場合

(2) 予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格）の見積書等を提出した者がいなかった場合

(違約金等の徴収)

第 15 条 県は、財務規則第 205 条第 1 項の規定により契約を解除したときは、同規則第 206 条第 1 項に基づき、契約の相手方から、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を徴収することができる。

2 県は、オープンカウンタ（簡易一般競争入札型）において、落札者が契約を締結しないときは、地方自治法施行令第 167 条の 7 第 1 項に基づき、その者から、財務規則第 172 条第 1 項に定める入札保証金に相当する金額又は県がこうむる損害額を徴収することができる。

附 則

1 この要領は、平成 26 年 7 月 8 日から施行し、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

2 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

3 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

4 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

5 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

6 この要領は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

7 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。